議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和3年の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員に対して支給する期末手当の支 給割合を引き下げる措置が講じられることに伴い、国家公務員の給与の改定に準じて定 めている地方公務員の期末手当についても同様の措置を講ずることとした。

議会議員等の期末手当の支給割合等についても同様の措置を講ずるため、議会議員の 議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係(議会議員)

期末手当の支給割合の改定

 $\lceil 100$ 分の222. 5] $\rightarrow \lceil 100$ 分の215] ($\triangle 0.075$ 月)

(2) 第2条関係(市長・副市長)

期末手当の支給割合の改定

 $\lceil 100$ 分の222. 5 $\rceil \rightarrow \lceil 100$ 分の215 \rceil ($\triangle 0.075$ 月)

(3) 第3条関係(教育長)

期末手当の支給割合の改定

 $\lceil 100$ 分の222. 5] $\rightarrow \lceil 100$ 分の215] ($\triangle 0.075$ 月)

(4) その他

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

- ・令和3年12月の期末手当引下げ相当額(調整額)を令和4年6月に支給する期末 手当から減額調整する。
- ・調整額は令和3年12月に支給された期末手当の額に「222.5分の15」を乗 じて得た額とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

《参考》

期末手当の支給割合の改定

	6月期	1 2月期	合計
令和4年度 (改正前)	2. 225	2. 225	4. 45
令和4年度 (改正後)	2. 15	2. 15	4. 30

[※]支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。